

篠原区規約細則

北杜市小淵沢町篠原区規約（以下「規約」という）第13条2項に基づき、区の運営等に関する事項を以下の通り定める。

（区長及び副区長の選出）

第1条 規約第9条1項に定める区長・副区長の選出については、各組からの合計2名の区民を選出し、その中から区長1名及び副区長1名を互選する。なお、各組交互に選出するものとする。任期半ばで欠員が発生した場合は該当欠員者の所属する組から欠員を補充することができる。

（区費の納入）

第2条 区民は区費 年額 12000 円を会計年度の早期に区へ納めなければならない。また、区費は上・下半期に分割して納入することができる。なお、具体的な納入方法については各組の事情に応じて取り決めることとする。

第3条 年度の途中で入会する場合は入会した月からの区費を月割で納入し、退会する場合は退会した翌月からの区費を月割で返却するものとする。

（区及び組の運営）

第4条 区民は、区の役務、会議、行事などへ参加するように努める。

第5条 区民への情報伝達は原則として回覧で行う。またホームページや電子メール等も活用し、区民の情報共有の推進を図るものとする。

第6条 役務の分担や回覧の実施等に障害が生じる場合は、組内で調整するものとする。

（葬儀）

第7条 区民の葬儀があるときは、同組々長が遺族にその事実、区民へ葬儀予定の通知希望の有無及びその範囲を確認し区長へ報告するものとする。

第8条 区長は第7条の通知範囲の区民へ、各組長を通じて通知するものとする。

第9条 区は当該区民に弔慰金として 10,000 円を支給することができる。

（監事）

第10条 規約第18条に定める監事については、原則として前区長及び前々区長が務めるものとする。

第11条 分館主事及び各部長は、役員会が必要と認めた業務について互いに補佐するものとする。

（役員手当）

第12条 役員に対して、以下の額の手当を年度末に支払うものとする。

区長 60,000 円

副区長 30,000 円

組長、婦人部長、環境部長、福祉部長、広報担当 各 12,000 円

この細則は、2022 年 4 月 1 日より施行する。